

## 広島県の高病原性鳥インフルエンザ 発生に伴う庁内連絡会議

日時：令和2年12月7日（月）

午前9時30分～

場所：鳥取県庁第4応接室  
（本庁舎3階）

出席：知事、危機管理局、生活環境部、  
教育委員会、農林水産部

1

## 会議内容

- 1 広島県の鳥インフルエンザ発生概要
- 2 国及び鳥取県の対応
- 3 鳥取県からのお願い

2

# 今シーズンの鳥インフルエンザ発生概要(家きん)

	発生地	鶏種	発生日	飼養羽数	防疫措置完了日	その他
1	香川県三豊市	採卵鶏	11月5日	317,201羽	11月15日	
2	〃 東かがわ市	採卵鶏	11月8日	46,259羽	11月12日	11/28搬出制限解除
3	〃 三豊市	種鶏	11月11日	10,587羽	11月21日	
4	〃 三豊市	種鶏	11月13日	10,334羽	11月17日	
5	〃 三豊市	採卵鶏	11月15日	77,089羽	11月25日	
6	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	366,174羽	殺処分完了	11/22 (関連4農場含)
7	〃 三豊市	採卵鶏	11月20日	439,267羽	殺処分完了	11/24
8	〃 三豊市	採卵鶏	11月21日	75,349羽	殺処分完了	11/23
9	福岡県宗像市	肉用鶏	11月25日	91,945羽	11月28日	
10	兵庫県淡路市	採卵鶏	11月25日	145,024羽	12月3日	
11	宮崎県日向市	肉用鶏	12月1日	約40,000羽	12月2日	
12	〃 都農町	肉用鶏	12月2日	約30,000羽	12月2日	
13	香川県三豊市	採卵鶏	12月2日	347,809羽	殺処分完了	12/4 (関連1農場含)
14	〃 三豊市	採卵鶏	12月2日	19,233羽	殺処分完了	12/3
15	宮崎県都城市	肉用鶏	12月3日	約36,000羽	12月3日	
16	奈良県五條市	採卵鶏	12月6日	約83,000羽	作業中	
17	広島県三原市	採卵鶏	12月7日	約134,000羽	作業中	(関連1農場含)

## 広島県の高病原性鳥インフルエンザ発生概要

### 1 農場概要

所在地: 広島県三原市

飼養状況: 採卵鶏(約8.1万羽)

関連(採卵鶏約5.3万羽)

### 2 経過

12/6 午前 農場から通報

〃 14時20分 簡易検査陽性

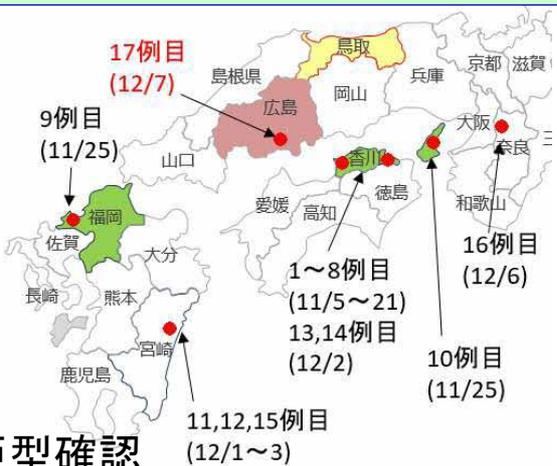
12/7 午前3時 遺伝子検査でH5亜型確認

### 3 対応

(1) 広島県危機対策本部会議開催(12/7 午前6時30分)

(2) 当該農場からの移動禁止、飼養家きんの殺処分等実施、消毒ポイント設置

(3) 周辺農場移動制限



※ウェブサイトより引用

## 国の対応

- 1 12月7日(月)に「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催(持ち回り)
- 2 防疫対策に必要な助言を得るため食料・農業・農村政策審議会 家きん疾病小委員会を開催
- 3 農林水産省及び農研機構動物衛生研究部門の専門家を現地に派遣し感染状況、感染経路等把握
- 4 広島県の殺処分、埋却等防疫措置の支援のため動物検疫所、家畜改良センターから「緊急支援チーム」を現地に派遣 また、疫学調査チームを派遣
- 5 全都道府県へ早期発見、早期通報の徹底を通知。<sup>5</sup>

## 鳥取県の対応(家きん)

- 1 発生情報の周知(養鶏場81戸、市町村等)
- 2 県内全養鶏農場へ注意喚起と聞き取り実施  
農場出入口の消毒、防鳥ネットの点検、早期通報、特に注意するポイント等をFAX済  
疫学関連調査中
- 3 養鶏農場への立入検査(11/16終了、再度立入検査中)  
県内全養鶏農場の立入検査と防鳥ネット等の点検等  
飼養衛生管理基準の遵守状況を確認
- 4 養鶏農場全戸にウイルス侵入防止対策のため、消石灰を配布(11/27完了)、堆肥舎、資材庫への防鳥ネットの設置について支援 ※事業費7,000千円×補助率1/2
- 5 中国地方5県広域連携協定に基づく支援  
広島県からの要請に応じて防疫員の派遣、防疫資材の融通等の協力を実施

## 中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定(H27.11.6締結)

### 協定の主旨

人や物の行き来が多い中国地方では、密接な連携のための体制整備が必要

### 協定による連携の主要4項目

①連携情報の共有	②連絡調整体制の確保	③発生時の防疫資材の相互調達	④家畜防疫員等の派遣
<p><b>平時</b>：農場情報、消毒ポイントの設置場所、防疫資材の備蓄状況等</p> <p><b>発生時</b>：迅速な情報提供（発生情報、家畜・人・飼料運搬車両等の出入りに関する疫学情報）</p>	<p>各県の連絡窓口の共有</p> <p>連絡調整の幹事県を設定</p>	<p>各県が備蓄している防疫資材の融通要請が可能</p>	<p>家畜防疫員（獣医師）が不足する場合等、各県間の職員派遣が可能</p>

## 今シーズンの鳥インフルエンザ検出状況(野鳥)

香川県三豊市養鶏場での検出を受け、11/5に環境省は野鳥サーベイランスの対応レベルを3に引き上げて監視を強化中

番号	回収場所	試料	回収日	確定検査	監視重点区域指定・解除
1	北海道紋別市	野鳥糞便	10/24	H5N8亜型	指定10/30 → 解除11/23
2	鹿児島県出水市	環境(水)	11/9	H5N8亜型	指定11/13
3	鹿児島県出水市	野鳥糞便	11/5	H5N8亜型	指定11/17
6	鹿児島県出水市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/13
7	新潟県阿賀野市	環境(水)	11/16	H5N8亜型	指定11/25
9	鹿児島県出水市	環境(水)	11/23	H5N8亜型	指定11/13
10	新潟県阿賀野市	野鳥糞便	11/16	H5N8亜型	指定11/25
11	和歌山県和歌山市	死亡野鳥(オシドリ)	12/3	(確定検査中)	指定12/3
12	鹿児島県出水市(2と同一地点)	環境(水)	11/30	H5N8亜型(12/4 陽性)	指定11/13
13	岡山県小田郡矢掛町	死亡野鳥(ハヤブサ)	12/4	(確定検査中)	指定12/4

( \* 鹿児島県出水市、北海道倶知安町で回収された死亡野鳥(番号4、5、8)については、確定検査で高病原性鳥インフルエンザではないことが確認され、環境省による野鳥監視重点区域は解除されました。 )

# 鳥取県の対応(野鳥)

## 1 野鳥における高病原性インフルエンザ関係調査・監視体制

○緑豊かな自然課、各総合事務所で、渡り鳥が集まる河川、湖沼等の監視を実施。  
(東部31カ所、中部10カ所、西部:29カ所、週に1~2回)、野鳥の異常死等は確認されていない。引き続き監視を実施。

## 2 調査の実施状況

- 死亡野鳥等調査
  - ・野鳥の死亡及び衰弱個体を対象として、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づきウイルスの保有状況を調査
- 環境省の糞便調査
  - ・米子水鳥公園で10月に100検体採取、11/16 検査結果陰性の発表。  
12/15頃、追加調査を実施予定

## 3 県民への情報提供等

- 野鳥関係団体、関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等で野鳥や野鳥を捕食する小動物との接し方についても周知徹底
- 死亡野鳥に関する情報の早期通報体制を再確認
  - \* 10/30~12/6 鳥インフルエンザ相談件数 32件(東部:6件、中部:4件、西部:22件)

## 4 その他愛玩鳥(家きんを除く)飼育者への情報提供

- 動物取扱業者等への情報提供と注意喚起

9

# 鳥インフルエンザ対応窓口

### ■野鳥、愛玩鳥、食の安全に関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7777)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3149 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9320 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

### ■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552 (夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所生活環境局	0858-23-3117 (夜間休日は転送)
西部総合事務所生活環境局	0859-31-9321 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532 (ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所福祉保健局	0858-23-3145 ( " )
西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9317 ( " )

### ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8663
------	--------------

10

## お願い

- 家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人には感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。
  - ・死亡した野鳥は素手で触らないでください。
  - ・死亡野鳥や鳥の排泄物に触れた後には、手洗いやうがいをしてください。
  - ・死亡した野鳥を見つけた時は、緑豊かな自然課、最寄りの県総合事務所生活環境局に連絡しその指示に従ってください。
- 隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。  
清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いとうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

## お願い



食品安全委員会  
Food Safety Commission

2004年3月11日 (別添1)

(注) 2014年4月24日更新

### 鳥インフルエンザについて 鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

#### 鶏肉・鶏卵は「安全」と考えます。

我が国の現状においては、以下の理由から、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザ(ウイルス)がヒトに感染する可能性はないと考えています。

- ・ ウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は鳥の受容体とは異なること
- ・ ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること

(注) 高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザをともに対象にした考え方です。

☆ 海外への渡航の場合は、注意が必要です。→ [補足]参照

☆ 我が国の鶏肉や鶏卵については、発生時の家畜防疫上の措置や日々の殺菌・消毒等の衛生管理が実施されています。→ [参考情報]参照

☆ なお、食中毒予防の観点から、鶏肉を食べる場合は、生で食べることはひかえ、中心部までよく加熱する等十分注意してください。